

## 【資料 2】

# 空家等の適正管理に関する条例・規則について

- 令和3年6月に交付した「愛荘町空家等の適正管理に関する条例」(参考資料)について、令和4年1月1日より施行する
- そのため、「愛荘町空家等の適正管理に関する規則(案)」を制定し、条例の具体的な運用を本規則により規定する

愛荘町空家等の適正管理に関する規則(案)

第1条	規則の目的
第2条	規則で使用する用語の定義
第3条	条例第4条の情報提供とその提供方法について
第4条	条例第5条の規定に基づく身分証明書の様式と検査の実施について
第5条	立入検査を踏まえた、愛荘町空家対策検討委員会での審議と特定空家の認定について
第6条	条例第6条の助言方法と指導書様式について
第7条	条例第7条の勧告書様式について
第8条	条例第8条の命令書様式について
第9条	条例第9条の公表・標識の設置にかかる通知・空家等所有者からの意見聴取について
第10条	条例第10条の緊急安全措置にかかる通知文書様式について
第11条	条例第11条の代執行にかかる命令不履行戒告書、代執行令書について
第12条	代執行に要した費用の徴収方法とその通知内容について
第13条	代執行費用の分割納付について
第14条	規則以外の必要な事項について



まずは条例が施行されることを「周知・広報」し、  
運用上課題となる「実態調査」や「緊急安全措置」については次のとおり実施する。

空家等の適正管理に関する一義的な責務は「所有者等」にあることから、所有者等に向けた啓発チラシを配布する

## ●チラシの作成目的

- ・「愛荘町空家等の適正管理に関する条例」の運用周知
- ・建物所有者の管理責任の明確化
- ・対象建物の定義、特定空家等の判定について基準により行う方針を明確化
- ・情報提供、連絡方法をとりきめ
- ・空家等を所有または管理で困っている所有者等への相談窓口の案内

## ●チラシの配布方法

- ・広報あいしょうへの折り込み
- ・町ホームページへの掲載
- ・空家等所有者への直接郵送
- ・固定資産納税通知書への同封
- ・公共施設窓口への掲示

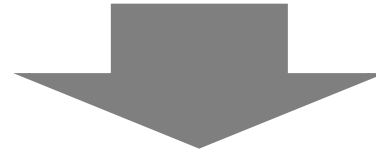
※チラシは別紙

情報提供された空き家が、「特定空家（おそれのあるものを含む）」かどうかについて、現地調査を実施

専門家を派遣し、専門的な目で調査します

建築士を派遣、愛荘町特定空家等認定基準に基づいた実態調査を実施

有資格者による、専門的な調査・診断



調査結果の活用

実態調査の結果を受け、町空家等対策協議会で審議

助言

（愛荘町特定空家に関する判定基準に基づいた審議結果の報告）



特定空家等の判定（町長）

老朽化等により、台風などの接近による今後の被害が想定される（例：瓦が飛ぶ）場合に、所有者等の改善を待たずに町の判断において緊急的な修繕や撤去を行うこと（修繕や撤去等に係る費用は所有者負担）

## ●所有者等が分かっている空家等に対する体制

- 所有者等へ、応急措置について同意を得る
- 空家等の樹木管理
- 簡易な修繕作業（トタン・トユなど）



空家所有者

①安全措置の通知

②同意

④契約・措置の実施

⑤対価の支払い

③応急措置の依頼と情報提供

通報

空家等適正管理  
担当窓口

依頼先